

事 務 連 絡

令和2年2月27日

加盟団体 各位

公益財団法人兵庫県体育協会事務局長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための
各種スポーツイベントの開催に関する考え方について
(令和2年2月26日時点)

平素は、本協会の諸事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添写しのとおり兵庫県教育委員会事務局体育保健課長より依頼がありました。

ついては、別添資料をご参照いただくとともに、貴団体・関係者等に周知くださいますようお願いいたします。

【本件照会先】

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号

(公財) 兵庫県体育協会 事業課

担当：財田

TEL 078-332-2344

FAX 078-332-2375

メール takarada@hyogo-sports.jp



(事 務 連 絡)
令和 2 年 2 月 27 日

公益財団法人兵庫県体育協会理事長
兵庫県高等学校体育連盟会長
兵庫県中学校体育連盟会長

様

兵庫県教育委員会事務局
体 育 保 健 課 長

各種スポーツイベントの開催に関する考え方について
(令和 2 年 2 月 26 日時点)

このことについて、スポーツ庁から別添写しのとおり依頼がありました。
つきましては、貴加盟団体・関係者等に周知くださいますようお願いいたします。
また、参考として「県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する今後の取扱いについて（令和 2 年 2 月 26 日時点）」を添付しますので、併せて周知くださいますようお願いいたします。

<送付物>

- 1 各種スポーツイベントの開催に関する考え方について(令和 2 年 2 月 26 日時点)【写】
- 2 県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する今後の取扱いについて(令和 2 年 2 月 26 日時点) 【写】
- 3 県立学校児童・生徒等が新型コロナウイルス患者となった場合(令和 2 年 2 月 26 日時点)

本件連絡先
兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 学校体育班(担当:赤堀)
電話 078-362-3787 FAX 078-362-3959



事務連絡
令和2年2月26日

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

各種スポーツイベントの開催に関する考え方について
(令和2年2月26日時点)

先日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、厚生労働大臣からイベントの開催に関する考え方についてメッセージが示されたところですが、2月24日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においても、「これから1、2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際」とされており、昨日、政府として、対策の基本方針を決定したところです。

その上で、本日改めて、総理大臣より全国的なイベント等について、国として、その開催に係る方針が示されたことを受け、様々なスポーツイベントのうち、多数の方が集まるような全国的なスポーツイベントについては、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間に予定されているものについて、中止、延期又は規模縮小等の対応をしていただくようお願いします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記関連情報ホームページ及びそのリンク先において最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いします。

本件について、域内の市区町村スポーツ主管課、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いします。

記

○関連情報ホームページ

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/kihonhousin.pdf>

本件連絡先

（全国的な規模において行われるスポーツ事業（心身の健康の保持増進に資するもの）に関すること）

スポーツ庁健康スポーツ課企画係

電話：03-6734-2688（直通）

E-mail: kensport@mext.go.jp

（全国的な規模において行われるスポーツ事業（学校体育関係のもの）に関すること）

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係

電話：03-6734-3777（直通）

E-mail: staiiku@mext.go.jp

（全国的な規模において行われるスポーツ事業（全国的な競技水準において行われるもの）に関すること）

スポーツ庁競技スポーツ課企画係

電話：03-6734-2679（直通）

E-mail: ksport@mext.go.jp

（国際的な規模で行われるスポーツ事業に関すること）

スポーツ庁国際課企画係

電話：03-6734-3949（直通）

E-mail: skokusai@mext.go.jp

（地域の振興に資する見地からのスポーツ振興事業に関すること）

スポーツ庁参事官（地域振興担当）企画係

電話：03-6734-3932（直通）

E-mail: stiiki@mext.go.jp

（国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、専ら公衆の観覧に供するために行われるもの（プロスポーツを含む）に関すること）

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付企画係

電話：03-6734-3943（直通）

E-mail: sminkan@mext.go.jp

（その他、上記以外のスポーツ事業に関すること）

スポーツ庁政策課企画係

電話：03-6734-2673（直通）

E-mail: sseisaku@mext.go.jp

第14回新型コロナウイルス感染症対策本部 総理発言内容
(イベントの開催に係る発言抜粋)

令和2年2月26日

- 今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期である。こうした考え方の下、昨日、政府として、対策の基本方針を決定いたしました。
- その中で、イベント等の開催について、現時点で、全国一律の自粛要請を行うものではないものの、地域や企業に対して、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請したところです。
- その上で、政府といたしましては、この1～2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請することといたします。
- 感染拡大の防止に万全を期すため、引き続き、今後の感染拡大の動向を注視しながら、万全の対応を行ってまいります。



教体第1829号
令和2年2月26日

各県立学校長様

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する今後の取扱いについて
(令和2年2月26日時点)

2月26日現在、県内で新型コロナウイルス患者の発生は報告されていませんが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、県立学校児童生徒等の出席停止及び学校の臨時休業の措置等に関する今後の取扱いについて、下記のとおり取り組みます。

については、各学校において、今後、国や県が発信する情報に注意しながら、冷静に取り組むよう願います。

記

1 県立学校児童生徒等及び教職員に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合

- (1) 当該学校を2週間臨時休業する。
 - (2) 臨時休業中は、原則として、当該学校の学校行事（卒業式、入学式、修学旅行、校外活動）、部活動への参加（対外的な練習試合、公式試合を含む）は中止又は延期する。
 - (3) 健康福祉事務所（保健所）と連携して、児童生徒等、その家族等及び教職員の健康調査を実施するとともに、児童生徒等並びに教職員に対して外出を自粛させる。
- ※詳細については、別紙参照

2 県立学校児童生徒等の家族等に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合（児童生徒等が濃厚接触者となった場合）

- (1) 学校長は、当該児童生徒等に対して2週間の出席停止を命じる。
- (2) 家庭と連携して、当該児童生徒等の健康調査を実施するとともに、当該児童生徒等に対して外出を自粛させる。

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある児童生徒等について

新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある児童生徒等に対しては、令和2年2月26日付け体育保健課事務連絡に基づき、自宅で休養するよう指示する。また、帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示内容に基づき、電話で連絡をした上で受診するよう、併せて指示する。その場合は、出席停止として扱うことができる。期間に対しては、家庭、医療機関と連携して、受診内容や健康状態等を基に判断する。

4 医療的ケアを必要とする児童生徒等について

医療的ケアを必要とする児童生徒等については、基礎疾患等があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校をとりまく状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従う。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意する。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある児童生徒等についても同様の対応とする。

5 校外で活動する学校行事・部活動等について

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染の拡大を防ぐ観点から現在重要な時期にあるため、当面の間、県立学校児童生徒等が校外で活動する学校行事（修学旅行、校外活動等）や部活動（対外的な練習試合を含む）は原則自粛する。

本件連絡先
兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班（担当：平澤）
電話 078-362-3789 FAX 078-362-3959

県立学校児童・生徒等及び教職員が新型コロナウイルス患者となった場合
(令和2年2月26日時点)

1 県教育委員会と学校で協議のうえ、当該学校は臨時休業（2週間）

- (1) 学校は、学校医・保健所と連携・協議
- (2) 県教育委員会は、疾病対策課と連携・協議
- (3) 学校は、児童生徒等・保護者に対して文書配布し今後の対応の説明
- (4) 学校は、保健所の指示に基づき校内の消毒

2 学校は保健所の指示に従い、濃厚接触者と特定された児童生徒等に関して、健康確認を実施し状況を集約

- (1) 学校は、事前に児童生徒等の健康状態が確認できる連絡体制を構築しておく
- (2) 学校は、保健所、県教育委員会と連携し児童生徒等の健康観察を実施する

3 県教育委員会は、疾病対策課・医師会・保健所等と協議し、学校再開に向けて準備

- (1) 2の状況と関係機関からの意見を基に、臨時休業を延長するか再開するかを決定
- (2) 県教育委員会は、毎日学校に対して見通し及び最新の情報を連絡
- (3) 学校は、健康相談・カウンセリング体制の整備（必要に応じて県教委等が支援）

4 学校を再開する場合

- (1) 児童生徒等・保護者に対して、電話・メール・HP等を用いて学校再開を周知
- (2) 学校再開後、始めに全児童生徒等の健康観察及び必要に応じてカウンセリング

5 臨時休業を延長する場合

- (1) 児童生徒等・保護者に対して、電話・メール・HP等を用いて臨時休業の延長を周知
- (2) 学校はできる限り、児童生徒等・保護者に文書で状況を説明（HP等の利用）
- (3) 学校は、引き続き児童生徒等の健康状態の確認
- (4) 県教育委員会は、引き続き3の実施